

児童手当制度についてのお知らせ

中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を育てている人に支給します。

ただし、平成27年中の所得が一定額以上の場合には、所得制限により特例給付が支給されます。

◆児童手当の額（月額）

- ・ 3歳未満：一律 15,000円
- ・ 3歳以上小学校修了前（3歳到達の翌月から）
 - 第1子：10,000円
 - 第2子：10,000円
 - 第3子：15,000円

※第3子のカウントは、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

- ・ 小学校修了後中学校修了前：一律 10,000円

◆手当の支給

認定請求した日の属する月の翌月から開始し、支給事由のなくなった（学齢到達・転出など）日の属する月分で終わります。

◆特例給付について

所得制限により、児童手当を受けられない人に、法律の附則に基づき特例給付が支給されます。

- ・ 特例給付の額（月額）：一律 5,000円

＜所得制限について＞

平成28年度の所得制限限度額は次のとおりです。所得は、平成27年中の総所得金額（給与所得者は給与所得控除後の金額）と山林所得と譲渡所得金額などの合計から一律8万円と医療費・雑損などの諸控除を控除した額です。扶養親族等の数は、税法上の扶養親族・控除対象配偶者の合計数です。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

◆毎年6月に現況届の提出が必要です

現在、児童手当（特例給付を含む）を受けている人は、現況届を6月末までに提出してください。用紙は6月に各受給者あてに送ります。

◆次のときは、すみやかに届をしてください

- ①児童の数が増減したとき
- ②振り込み口座の変更や解約したとき
- ③名前や住所を変更したとき
- ④受給者が公務員になったとき

問合せ＝こども福祉課 こども係（内線522）

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください！



浄水器の
点検商法にご注意！

大和郡山市消費者センター
☎ 53-1583（内線 244）
相談受付 月～金曜
9時～16時

【事例】「浄水器の点検に行く」との電話があったので、以前購入したA社の点検だと思いを承した。点検した担当者に「フィルターが汚れている、もう1台取り付けた方が、浄水器が長持ちする」と言われ、もう1台契約した。

1ヵ月後A社から「浄水器の点検に行く」との電話がかかり、先日来た業者がA社とは別の会社であることが分かった。

以前取り付けた浄水器の業者の点検をよそおい、実は別の業者が浄水器を販売する、という相談が相次いでいます。過去に訪問販売で浄水器を取り付けた消費者の個人情報入手して、別の業者が勧誘に訪れていると思われるケースもあります。

*訪問販売の場合、契約から8日以内であればクーリング・オフをすることができます。クーリング・オフをすれば、浄水器を使っている、お金を支払っていても、契約を解除して、商品を引き取ってもらい、お金を返してもらうことができます。

*クーリング・オフ期間を過ぎていても、事例のように、別の業者をよそおっていたり、「もう1台取り付けた方が長持ちする」などと根拠のないウソを告げたり、「点検」と称して販売目的を告げていなかったりすると、契約の取消しを主張することもできます。

*何台もの浄水器を取り付けられていれば、過量販売にあたり、契約を解除できる場合もあります。

「浄水器の点検」と電話がかかってきても、まずは事業者名をしっかりと確認し、以前の事業者と別であれば、訪問は断りましょう。たとえ同じ事業者でも、「点検」以外の新たな契約を勧められた時には、その場ですぐには決断せず、いったん帰ってもらい家族や周囲の人に相談し、必要がなければきっぱりと断りましょう。